

情報提供

那医発第 378 号
令和 5 年 9 月 20 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「労災・自賠責保険関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)
.....記.....

沖 医 発 第 915 号 F
令 和 5 年 9 月 14 日

地区医師会労災・自賠責保険担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 玉城 研太郎
(労災・自賠責保険担当理事)

労災・自賠責保険関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正等により、労災保険における義肢等補装具費支給要綱の一部が改正されたことの周知依頼となっております。

本通知②は、令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による被災により、診療録等が滅失又は破損した場合、労災診療費等の特例による請求の選択が可能となることの周知依頼となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴管下関係機関へ、周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、添付資料は省略しておりますので、当文書は本会文書映像データ管理システムをご確認くださいようお願い申し上げます。

記

① 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について
(令和 5 年 8 月 3 日 日医発第 817 号 (保険))

② 令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による被災に伴う労災診療費等の請求の取扱いについて
(令和 5 年 8 月 14 日 日医発第 882 号 (保険))

沖縄県医師会業務 1 課 : 田畑
TEL : 098-888-0087
FAX : 098-888-0089
E-mail : g1@okinawa.med.or.jp